

平成 17 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6 4 6 0 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員
堀 田 正 君
(電話番号 0 3 - 6 2 1 5 - 9 9 5 5)

特許第 2 5 7 4 9 1 2 号無効確定に関するお知らせ（フラグ持越し特許）

当社子会社、サミー株式会社がアルゼ株式会社から提起されている特許権侵害訴訟の特許権（特許第 2 5 7 4 9 1 2 号）に関し、特許庁が無効と判断し、また東京高等裁判所がこの審決を適法であると判断したことに対し、アルゼ株式会社が最高裁判所に上告及び上告受理の申立を行っていましたが、平成 1 7 年 7 月 7 日、最高裁判所はアルゼ株式会社の請求を棄却し、上告を受理しない旨の決定をしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 経緯

- (1) 平成 1 4 年 5 月 3 1 日 アルゼ株式会社による損害賠償請求の訴訟提起
- (2) 平成 1 4 年 1 0 月 1 8 日 サミー株式会社から特許庁への無効審判請求
- (3) 平成 1 5 年 1 1 月 2 8 日 特許庁は特許第 2 5 7 4 9 1 2 号を無効とする審決書の送達
(平成 15 年 11 月 17 日付)
- (3) 平成 1 5 年 1 2 月 2 5 日 アルゼ株式会社は特許庁が下した無効審決の取消を求めて、東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起
- (4) 平成 1 7 年 2 月 1 5 日 東京高等裁判所はアルゼ株式会社の訴えを棄却する判決を言渡した（特許庁の無効審決を維持）
- (5) 平成 1 7 年 3 月 1 日 アルゼ株式会社は東京高等裁判所が言渡した判決を不服として判決破棄を求めて、最高裁判所に上告及び上告受理の申立を行う。

2. 最高裁判所の決定内容

本件上告を棄却する。
本件を上告審として受理しない。
上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

3. 関連する特許権侵害に基づく損害賠償請求訴訟

当社子会社、サミー株式会社の回胴式遊技機につき、アルゼ株式会社から同一特許権を根拠として訴訟を提起されています。

関連製品（機種）	訴訟提起日	現 状
ジュウオウ	平成 14 年 5 月 31 日	現在、東京地方裁判所にて審理中 (損害賠償請求額 51 億 4,575 万円)

4. 今後の見通し

上記 3 に記載のとおり、当該特許に関連する訴訟につきましては、東京地方裁判所で現在、審理中ですが、当該特許（特許第 2 5 7 4 9 1 2 号）の無効が確定したことに伴う諸手続を東京地方裁判所に速やかに行います。その結果は判明次第、開示致します。

以 上